

# 振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育 案内書

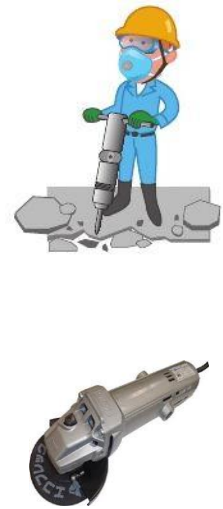
## 法令根拠 講習内容

・ 事業者は、就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準じて、振動工具取扱者に対してその安全衛生に関して必要な知識を付与するために安全衛生教育を実施するよう指針が定められています。

・ 当協会では、振動障害予防対策指針に基づいたカリキュラムによる講習を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

平成 21 年 7 月 10 日、基発 0710 第 2 号により改正された「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき実施します。

**対象者**  
 さく岩機、タンパ、ハンドハンマー、バイブレーター、エンジンカッター、グラインダーや研削盤、刈払い機、携帯丸のこ、インパクトドライバーなどの振動を伴う振動工具を使用して行う作業に従事する労働者



## 申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)  
 申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります  
 手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

## 受講資格

特に制限はありません。

## 講習科目 講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
振動工具に関する知識	1.0時間	関係法令等	0.5時間
振動障害及びその予防に関する知識 (振動障害の予防措置を含む)	2.5時間		
合計 4時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

## 受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	9,900円	1,250円	11,150円
会 員	6,600円		7,850円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

## 修了証

・ 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。